



西田成希税理士事務所

# 事務所だより 3月号

解氷の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

こここのところ『事務所だより』は新型コロナウイルスの話題ばかりでした（ネタ切れというのが本当のところですが(>\_<)）。その新型コロナ、やっとワクチンの接種が始まりました。高齢者は4月12日からで、順次、一般の人に拡大していきます。ワクチン接種は、来年の2月までに受ける予定で進められていますが、皆さんはすぐに受けますか？ 副作用が報じられているので、ちょっと考えてしまいますね(^\_^;)。ワクチン接種で感染が収まり、いわゆる普通の生活ができるようになればいいですね。

緊急事態宣言が出ていても、季節は巡ってきます。換気をしようと窓を開けると、車の屋根に可愛いお客様が(^)。てんとう虫が訪れたときは、まだ梅はつぼみでしたが、1週間後には、チラホラと咲き始め、そしてまた1週間すると、見ごろになりました。本当に時間は流れています。

所得税の確定申告は、申告期限が4月15日まで延長されました。1ヶ月延びると身体も気持ちも楽なのですが、結局は、3月決算の会社の法人税の申告と重なって、ダラダラと『ずーっと忙しい』が続いてしまいます（去年は『ずーっと』休みなく過ぎた感じです(^\_^;)）。それに昨年と今年の2年間、申告期限が1ヶ月延長されたので、本来の3月15日の期限に戻ったときに、バタバタして「今までよりもっとシンドイだろうな」と思います。今年の期限は、3月15日で良かったのに、というのが本音です。

では、事務所だより3月号をお送りします。黄砂のせいで花粉症のような症状が出ています。皆様もお気を付けてください。

では、事務所だより3月号をお送りします。黄砂のせいで花粉症のような症状が出ています。皆様もお気を付けてください。

久しぶりにてんとう虫を見ました。  
(2月13日撮影)



これは、2月20日の撮影です。



1週間後の2月27日です。見ごろです。さして、この中に鳥がいるのです。見ごろです。さして、この中に鳥がいるのです。見ごろです。さして、この中に鳥がいるのです。見ごろです。



正解は「メジロ」でした。



## ☆ お知らせ (2021年3月の税務)

| 期限    | 項目  |
|-------|---|
| 3月10日 | 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  |
| 3月15日 | 前年分贈与税の申告（※申告期限が4月15日まで延長されました）   |
|       | 前年分所得税の確定申告（※申告期限が4月15日まで延長されました）                                       |
|       | 所得税確定損失申告書の提出   |
|       | 前年分所得税の総収入金額報告書の提出  |
|       | 確定申告税額の延納の届出書の提出（延納期限：5月31日）  |
|       | 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内）                          |
| 3月31日 | 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告   |
|       | 国外財産調書の提出   |
|       | 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告  |
|       | 1月決算法人の確定申告<br><法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>                     |
|       | 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<br><消費税・地方消費税>         |
|       | 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<br><消費税・地方消費税>                 |
| 3月31日 | 7月決算法人の中間申告<br><法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税> (半期分)                        |
|       | 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<br><消費税・地方消費税>                   |
|       | 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分)<br><消費税・地方消費税> |

## ☆ ビットコイン脱税で初摘発

仮想通貨の取引で得た所得を隠し、約7,700万円を脱税したとして、金沢国税局は会社員男性を所得税法違反の疑いで金沢地検に告発したと1月に発表しました。仮想通貨で得た利益を

隠した事案が脱税として告発されるのは全国初ということです。

発表によると、男性は2017～2018年にビットコインなどの取引で得た約1億9,900万円の所得を確定申告せず、所得税約7,700万円を脱税した疑いです。男性は脱税で得たお金を株取引や不動産購入に充てていたそうです。

仮想通貨を巡る課税関係はいまだ議論が絶えませんが、現行制度では、FXや株取引で得た金融所得とは異なり、50%を超える最高税率が課される雑所得として扱われています。

今回の摘発事例のように脱税で得た実際の収入があるケースはともかく、価値の乱高下の激しい仮想通貨を巡っては、実際の収入が何もないにもかかわらず税法上で数億円の所得があるとされる「瞬間億りびと」も多いとされます。その理由は、国税庁が2017年12月に公表した仮想通貨を巡る課税ルールにあり、ある仮想通貨を他の仮想通貨を購入する時の決済に使うと、そのタイミングで、他の仮想通貨の時価と保有仮想通貨の取得価額との差額の所得があったものとみなされるというものが関係しています。

つまり10万円でビットコインを買い、その後の価格高騰で1億円まで膨らんだ場合、それを使って6,000万円分のイーサリアムなどを購入すると、現金化していなくてもその時点で3,990万円の所得があったとみなされ、所得税が課されることとなります。その後、買い替えた他の仮想通貨の価値が暴落すれば、手元に一度も現金がなかったとしても数千万円の税負担だけが残されるという、悲劇に見舞われることとなります。

#### ☆ 課税される助成金と計上時期

新型コロナウイルスの影響により様々な助成金等を受け取る機会がありました。それぞれの課税上の取り扱いを整理します。

#### ◆ 非課税とされる助成金等

以下の助成金は所得税の非課税として取り扱われます。

- ・ 特別定額給付金
- ・ 子育て世代への臨時特別給付金
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- ・ 学生支援緊急給付金
- ・ 低所得ひとり親世帯への臨時特別給付金
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
- ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の割引券及び助成

#### ◆ 課税される助成金とその計上時期

以下の助成金は課税され、原則的には支給の決定した時（権利の確定時）に収入を計上します。給与や家賃など特定の経費を補填する性格の助成金は、基本通達の取扱に準じて、必要な手続きをしているときは、その経費の発生年度に計上することとなります。また、G o T o キャンペーンによる給付金やポイントは、そのサービスを受けたときやポイントの使用時に収入計上します。

#### (1) 支給決定時に計上するもの

- ・ 持続化給付金
- ・ 地方自治体の感染拡大防止協力金

持続化給付金については、①令和2年12月に申請したが支給決定の通知が来ていないもの、②令和3年に申請を行ったものは令和3年以後の収入となります。

#### (2) 支給決定時又は経費発生時に計上するもの

- ・ 雇用調整助成金
- ・ 小学校休業対応助成金
- ・ 家賃支援給付金
- ・ 小規模事業者持続化補助金
- ・ 経営継続補助金（農林漁業者向け）
- ・ 感染拡大防止等支援事業の補助金（医療機関等向け）

#### (3) ポイント・クーポン使用時に計上するもの

- ・ G o T o トラベル事業の給付金
- ・ G o T o イート事業の給付金
- ・ G o T o イベント事業の給付金

#### ☆ 国税庁がテレワーク経費の基準を明示

国税庁はテレワークにかかる通信費や電気料金について、源泉所得税の課税基準をまとめました。通信費は在宅勤務した日数分の2分の1、電気料金は自宅のうち業務に使用した部屋の床面積の割合に応じて在宅勤務日数分の2分の1を非課税とする計算式を明示しています。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、出社せずに在宅で勤務するテレワークを導入する企業が急激に増加。コロナ禍が終息した後のポストコロナの経済社会でもテレワークの積極活用は継続するとみられています。

企業の中にはテレワーク実施に伴い、在宅勤務手当を支給するケースが増えていますが、通信費や電気料金は私用との区別がつきにくい支出です。そのため、企業の経理部門が源泉徴収する際、所得税の課税対象を巡り事務作業の複雑化につながっていました。実費精算でなく渡しきりの定額で支給すれば給与に含まれ、従業員にとっても所得税負担の増加につながるとして、非課税とすることを求める声がありました。

こうした動きを受け、国税庁が通信費と電気料金のうち業務使用分を割り出す計算式を公表。1カ月のうち在宅勤務を20日間行った場合、通信費は20日間の2分の1である10日間分が業務分と認められます。電気料金は、さらに仕事部屋の床面積の割合を掛け合わせます。自宅床面積70平方メートルのうち仕事部屋が10平方メートルであれば、10日間分の7分の1の電気料金を非課税となります。

なお「2分の1」については、1日のうち平均睡眠時間8時間を除いた時間に占める法定労働時間（8時間）の割合から算出したそうです。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488